



仙北市障がい児・障がい者 福祉のしおり

平成20年度作成



仙北市福祉事務所社会福祉課

仙北市地域自立支援協議会

障害者手帳の交付について

身体障害者手帳の交付（赤い手帳）.....	1
療育手帳の交付（青い手帳）.....	1
精神障害者手帳の交付（緑の手帳）.....	1

公共料金の割引制度について

J R 運賃の割引.....	2
国内航空旅客運賃の割引.....	2
タクシー運賃の割引.....	3
バス運賃の割引.....	3
仙北市バス（たっこちゃんバス スマイルバス）運賃の割引.....	3
市乗合タクシー（白岩にこここ号）.....	3
有料道路の割引.....	4
N H K 受信料免除.....	4
携帯電話料金の割引.....	5

税金の減免について

自動車税・自動車取得税の免除.....	5
軽自動車税の免除.....	6
所得税・市県民税に関する所得控除.....	6
相続税の控除.....	7

手当・年金・共済制度について

特別障害者手当.....	7
障害児福祉手当.....	7
児童扶養手当.....	8
特別児童扶養手当.....	8
障害基礎年金.....	10
障害厚生年金.....	10
心身障害者扶養共済.....	10
在宅心身障害児（者）療育援助費.....	11

医療制度について

自立支援医療（更生医療）.....	11
自立支援医療（精神通院医療）.....	11
自立支援医療（育成医療）.....	12
福祉医療制度.....	12
特定疾患医療の給付.....	13
小児慢性特定疾患医療の給付.....	13

補装具・日常生活用具について

補装具の交付・修理.....	14
日常生活用具の給付.....	14

住宅に関する制度について

障害者住宅整備資金貸付.....	15
------------------	----

その他の貸付・支援制度について

生活福祉資金貸付制度.....	16
自動車事故被害者に対する生活貸付.....	16
自動車事故被害者重度後遺障害者へ介護料支給.....	16

その他の助成事業について

自動車運転免許取得費助成.....	17
自動車改造費助成.....	17

障害者自立支援法の障害福祉サービスについて

障害福祉サービスを利用するためには.....	17
------------------------	----

介護給付サービス

居宅介護（ホームヘルプサービス）.....	18
重度訪問介護.....	18
行動援護.....	18
重度障害者等包括支援.....	18
児童デイサービス.....	18
短期入所（ショートステイ）.....	18
療養介護.....	18
生活介護.....	19
施設入所支援.....	19
共同生活介護(ケアホーム).....	19

訓練給付サービス

自立訓練（機能訓練・生活訓練）.....	19
就労移行支援.....	19
就労継続支援（A型＝雇成型、B型＝非雇成型）.....	19
共同生活援助（グループホーム）.....	20

地域生活支援事業

相談支援事業.....	20
コミュニケーション支援事業.....	20
日常生活用具給付.....	20

移動支援事業.....	20
地域活動支援センター.....	20
福祉ホーム事業.....	21
訪問入浴サービス事業.....	21
更生訓練費給付.....	21
日中一時支援事業.....	21
生活サポート.....	21
声の広報等発行.....	21
自動車運転免許取得費助成.....	21
自動車改造費助成.....	21

身体障害者施設（旧法）について

身体障害者更生施設（入所）.....	22
身体障害者療護施設（入所）.....	22
身体障害者授産施設（入所）.....	22
身体障害者更生施設（通所）.....	22
身体障害者療護施設（通所）.....	22
身体障害者授産施設（通所）.....	22
身体障害者福祉ホーム.....	22
養護老人ホーム（盲老人ホーム）.....	22

療育機関・施設について

療育機関・事業

秋田県小児療育センター.....	23
発達障害者支援センター「ふきのとう秋田」.....	23
どれみの会（療育訓練）.....	23
秋田県障害児（者）地域療育等支援事業.....	23

療育施設

太平療育園（肢体不自由児施設）.....	24
オリブ園（難聴幼児通園施設）.....	24

療育施設（旧法）について

知的障害児の入所施設.....	24
重症心身障害児施設.....	24
知的障害者更生施設（入所）.....	24
知的障害者授産施設（入所）.....	24
知的障害者更生施設（通所）.....	24
知的障害者授産施設（通所）.....	24
知的障害者通勤寮.....	25
知的障害者福祉ホーム.....	25
心身障害者小規模作業所.....	25

精神障害者施設（旧法）について

精神障害者生活訓練施設（援護寮）.....	25
精神障害者福祉ホーム.....	25
精神障害者通所授産施設.....	25
精神障害者小規模作業所.....	25

その他関連制度について

法廷後見制度（成年後見制度）.....	26
任意後見制度（成年後見制度）.....	26
地域福祉権利擁護事業.....	26

就労支援について

障害者雇用率制度.....	27
障害者職業センター.....	27
障害者に対する支援.....	27
職業評価.....	28
職業相談・職業指導.....	28
O A 講習.....	28
知的障害者判定・重度知的障害者判定.....	28
職業準備支援事業.....	28
職場適応指導.....	28
職業準備支援事業等受講報奨金（県単独措置）.....	28
障害者・事業主双方に対するサービス.....	28
職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業.....	28
精神障害者総合雇用支援.....	29
事業主に対するサービス.....	29
相談・援助.....	29
雇用管理サポート事業.....	29
その他事業.....	29

ハローワーク（公共職業安定所）

職場適応訓練.....	29
短期職場適応訓練.....	29
公共職業訓練.....	30
特定求職者雇用開発助成金.....	30
秋田県雇用開発協会.....	30
障害者雇用納付金制度に基づく助成金.....	30
障害者作業施設設置等助成金.....	30
障害者福祉施設設置等助成金.....	30
障害者介助等助成金.....	30
職場適応援助者助成金.....	30
重度障害者等通勤対策助成金.....	30

重度障害者多数雇用事業所設置等助成金.....	31
障害者能力開発助成金.....	31
その他の助成金.....	31

障害児の教育・就学について

特殊教育就学奨励費補助制度.....	31
--------------------	----

暮らしに役立つ情報・その他

N T T 番号無料案内（ふれあい案内）.....	31
障害者運転マーク.....	32
聴覚障害者標識.....	32
駐車禁止除外指定車標章の交付.....	32
障害者防災マニュアル.....	32
代理投票.....	33
郵便投票制度（選挙）.....	33
あきたバリアフリーマップ.....	33
割引施設一覧表.....	34
大曲仙北地区障害者関係機関・施設.....	34
相談機関一覧表.....	35

障害者手帳の交付について

申請窓口

田沢湖地域センター総合窓口課(田沢湖庁舎)
角館地域センター総合窓口課(角館庁舎)
福祉事務所社会福祉課 (西木庁舎)
各出張所(田沢 神代 桧木内 上桧木内)

身体障害者手帳の交付(赤い手帳)

対象者

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能に永存する障害がある方

内容

障害の程度によって1級から6級に該当する方が手帳交付の対象になります。この手帳の取得により、各種福祉サービスが受けやすくなります。

申請方法

申請書に診断書(県の指定した医師の診断したもの)と6ヵ月以内に撮影した写真(たて4cm よこ3cm)を添付、印鑑

療育手帳の交付(青い手帳)

対象者 知的障害児(者)...知的機能障害がおおむね18歳未満までに現れた方

内容

知的に障害のある方が、この手帳の取得により、各種福祉サービスが受けやすくなります。

IQ概ね 20 以下	最重度	A	IQ50 以下で身体障害者手帳 1～3 級所持者は、療育手帳 A に該当
IQ概ね 21～35	重度		
IQ概ね 36～50	中度	B	
IQ概ね 51～70	軽度		

申請方法

申請書に6ヵ月以内に撮影した写真(たて4cm よこ3cm)を添付、印鑑
手帳交付の申請をするためには、専門機関での判定が必要になります。

精神障害者手帳の交付(緑の手帳)

対象者

精神障害者で、精神科の治療を6ヵ月以上継続している方、又は障害年金(精神)受給されている方

内容

障害の程度は、1～3級に区分されます。この手帳の取得により、各種福祉サービスが受けやすくなります。

申請方法

申請書に診断書、もしくは、障害年金を受給している方は年金証書・年金支払通知書の写し(同意書も添付)、6ヵ月以内に撮影した写真(たて4cm よこ3cm)を添付

有効期間 申請日より2年間

手帳交付後、こんな時は届出を

手帳を無くしたとき(再交付申請) 破損して使用に耐えられなくなったとき(再交付申請)
引っ越したとき(居住地変更届) 有効期限が切れた時や死亡したとき(返還届)

公共料金の割引制度について

JR運賃の割引

対象者 身体障害者手帳、療育手帳を持っている方

内容 *第1種、第2種の区分は手帳に記載されています。

対象	割引対象乗車券	割引率	記事
第1種障害者と その介護者が乗車	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 但し回数乗車券は JR 線区間単独の発売となります。
第1種障害者とその介 護者が乗車、または 12歳未満の障害者と その介護者が乗車	定期乗車券 (小児定期乗車券 を除きます。)	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 小児定期旅客運賃については割引を適用しません。
第1種、第2種障害者 が単独で乗車する場 合	普通乗車券	50%	片道100キロを超える場合 (私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます。)

JR線と私鉄線等の鉄道会社線をまたがる区間は、1枚で発売できる範囲が予め決められています。

障害者と介護者が利用する場合は、同一区間の乗車券類を購入できます。

問い合わせ 詳細については、ご利用される各駅等へお問い合わせください。

*私鉄等についても JR に準じた割引があります。詳しい内容は各鉄道会社へお問い合わせください。

国内航空旅客運賃の割引

対象者 身体障害者手帳・療育手帳を持っている満12歳以上の方

内容

	対象者	割引適用者	摘要証明
第1種	身体障害者	本人及び	身体障害者手帳に1種の記載があります。
	知的障害者	介護者	療育手帳に「本人・介護者」印が押印されます。
第2種	身体障害者	本人	身体障害者手帳に2種の記載があります。
	知的障害者		療育手帳に「本人」印が押印されます。

割引率

各航空運送事業者が設定する額

割引率は、事業者又は期間・季節・路線により異なります。

問い合わせ

詳細については、ご利用される前に航空券販売窓口等へお問い合わせください。

タクシー運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が県内のタクシー乗車時に手帳を提示すると運賃が1割引になる場合があります。

問い合わせ 詳細は、各タクシー会社にお問い合わせください。

バス運賃の割引

対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方

内容

対象者	手帳等級	割引適用者	割引率	備考
身体障害者	1種	本人及び 介護者	普通運賃 5割 定期券 3割	定期券運賃の割引については、中学生以上に限ります。 通学定期券には障害者割引はありません。 介護者は、福祉事務所又は各地域センターで割引証の交付を受けてください。
知的障害者	療育手帳 A			
身体障害者	2種	本人		
知的障害者	療育手帳 B			
精神障害者	手帳所持者			

*長距離、夜行バスは対象外(事業者によって実施している場合があります)

問い合わせ 詳細は、各バス会社にお問い合わせください。

仙北市バス(たっこちゃんバス スマイルバス)運賃の割引

対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方

運賃 無料

市乗合タクシー(白岩にこにこ号)

対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方

内容 白岩地区を運行します。あらかじめ、利用登録が必要です。

利用する時は、予約センターに電話をして予約が必要です。

運賃 1割引き

利用登録・予約連絡先

乗り合いタクシー予約センター(平和観光タクシー) 54-3223

有料道路の割引

減免対象 身体障害者手帳又は療育手帳を持っている方

適応範囲	障害区分	自動車の範囲	割引率
自分で運転する場合	全ての身体障害者	本人又は生計を一にする人が所有する乗用自動車等	5割
介護者が運転する場合	第1種身体障害者療育手帳A	本人又は常的に介護している人が所有する乗用自動車等	

利用方法

(1)ETC を使う場合(申請してから登録が済むまでの間は通常料金になります)
有料道路事業者への登録が完了した後、ETC ノンストップ走行時に割引が適用されます。

(2)有人処理の場合

料金支払い時に身体障害者手帳又は療育手帳を呈示して確認を受けてください。

手続き 事前に申請が必要です。

福祉事務所社会福祉課または各地域センター総合窓口課で手続きをしてください。

なお、減免は障害者1人につき自動車1台に限ります。

手続きに必要な物

・身体障害者手帳または療育手帳 ・利用自動車の車検証 ・運転免許証(本人運転の場合) ・ETCカードとETC車載器セットアップ証明書(ETC利用の場合)

NHK受信料免除

対象	全額免除(障害者の方が世帯構成員)		半額免除(障害者の方が世帯主)	
	H20年9月30日まで	H20年10月1日より	H20年9月30日まで	H20年10月1日より
身体障害者	身体障害者手帳所持者で次の条件の方			
	世帯構成員全員が、市町村長が貧困と認める場合	世帯構成員全員が市町村民税非課税	・視覚障害又は聴覚障害 ・肢体不自由1~2級	・視覚障害又は聴覚障害 ・1~2級
知的障害者	療育手帳Aの所持者のいる市町村民税非課税世帯	*知的障害者と判定された方の世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税	適用外	重度の*知的障害者と判定された方
	*知的障害者と判定された方 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障害者と判定された方			
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳所持者で次の条件の方			
	適用外	世帯構成員全員が市町村民税非課税	適用外	障害等級が1級である重度の精神障害者
生活保護世帯				

手続き

福祉事務所社会福祉課又は各地域センター総合窓口課、各出張所(田沢 神代 桧木内 上桧木内)で減免申請書を提出してください。

携帯電話料金の割引

対象者

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている方は、携帯電話の障害者割引が受けられます。

手続き方法・割引内容・問い合わせ 携帯電話販売店の窓口で確認してください。

税金の減免について

自動車税・自動車取得税の免除

対象者 次の方は自動車税及び自動車取得税の減免を受けることができます。

- ・療育手帳Aを持っている方
- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級を持っている方
- ・次の表に該当する身体障害者手帳を持っている方

区分		障害者本人が運転する場合	家族や介護者が運転する場合
視覚障害		1 級から 4 級までの各級	1 級から 4 級までの各級
聴覚障害		2 級及び 3 級	2 級及び 3 級
平衡機能障害		3 級	3 級
音声機能障害		3 級(喉頭摘出者に限る)	
上肢不自由		1 級及び 2 級	1 級及び 2 級
下肢不自由		1 級から 6 級までの各級	1 級から 3 級
体幹不自由		1 級から 3 級までの各級及び 5 級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級及び 2 級(1 上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)	1 級、2 級(1 上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)
	移動機能	1 級から 6 級までの各級	1 級から 3 級(1 下肢のみに運動機能障害がある場合を除く)
心臓機能障害		1 級及び 3 級	1 級及び 3 級
じん臓機能障害			
呼吸器機能障害			
小腸機能障害			
ぼうこう又は直腸機能障害		1 級、3 級及び 4 級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級から 3 級までの各級	

窓口

福祉事務所社会福祉課又は各地域センター総合窓口課、各出張所(田沢 神代 桧木内 上桧木内)で証明書を交付しますので、近くの県税事務所に提出し、手続きを行ってください。

要件

障害者1人につき1台が減免を受けられます。

- ・障害者が所有する自動車を自分で運転する場合
(18歳未満の場合は生計を同一にする者が所有する自動車でもよい)
- ・障害者の通院、通学、通所若しくは生業のために生計を同一にする方が運転する場合
- ・身体障害者等のみの構成世帯の身体障害者等を常時介護する方が運転する場合
- ・障害者が社会福祉施設等に入所している場合で、定期的(継続して月1回以上程度)に家庭療育等の目的で帰宅するために生計を同一にする方が運転する場合

自動車税・自動車取得税減免証明書の交付に必要なもの

- ・手帳(身体障害者、療育、精神障害者保健福祉) ・自動車検査証(車検証) ・印鑑
- ・減免を受けようとする自動車を運転される方の運転免許証又はコピー(表裏両面)
- ・常時介護証明書(常時介護する方が運転する場合)
- ・これまで減免を受けていた自動車がある場合は、その自動車を手放したことを証する書面(抹消登録証明書等)

市から交付される証明書

- ・自動車税、自動車取得税減免証明書
- ・生計同一証明書(同居の家族の方が運転する場合)

手続き

証明書交付時の書類と市から交付された証明書を持参して、手続きをしてください。

- ・年度途中で該当になった場合 仙北地域振興局県税課に必要書類を提出
- ・新規に自動車を取得する場合 自動車登録手続きを行う際に、必要書類を提出

軽自動車税の免除

対象者は自動車税の基準に準じますが、詳しくは税務課にお問い合わせください。

手続は税務課又は、各地域センター総合窓口課、各出張所(田沢 神代 桧木内 上桧木内)で納期限7日前まで、申請手続きをしてください。

所得税・市県民税に関する所得控除

障害者が所得税の納税者本人、又は納税者の控除対象配偶者・扶養親族である場合、次の額の控除が受けられます。

区分	障害程度	所得税控除額	市県民税控除額
障害者控除	身体障害 3～6級 知的障害 B 精神障害 2～3級	27万円	26万円
特別障害者控除	身体障害 1～2級 知的障害 A 精神障害 1級	40万円	30万円
同居特別障害者の扶養控除	特別障害者に該当する控除対象配偶者や扶養親族で、同居を常況としている人	配偶者控除又は扶養控除に代えて73万円	配偶者控除又は扶養控除に代えて56万円

手続き・問い合わせ 税務課又は、各地域センター総合窓口課
各出張所(田沢 神代 桧木内 上桧木内)

相続税の控除

法定相続人である障害者が相続により財産を取得する場合、相続税が控除されます。
詳細は、税務署にお問い合わせください。

手当・年金・共済制度について

特別障害者手当

対象者

20歳以上で、著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の障害者で、市長の認定を受けた方

支給制限 次の場合等には手当が受けられません。

本人及び扶養している方の前年の所得が一定限度額以上である場合
施設へ入所中の方や病院等に3ヶ月を越えて入院している方

手当額 月額 26,440 円(3ヶ月分まとめて5,8,11,2月に支払われます)

こんな時は手続きを

- ・入院が3ヶ月を超えるとき ・施設入所したとき ・引越したとき ・名前が変わったとき
- ・受給者が亡くなったとき ・振込口座を変更したいとき

問い合わせ 福祉事務所社会福祉課または、各地域センター総合窓口課
各出張所(田沢 神代 桧木内 上桧木内)、

障害児福祉手当

対象者

20歳未満で、日常生活において、常時介護を必要とする重度障害(身体、知的、精神)児を養育されている方

支給制限 次の場合等には手当が受けられません。

障害者本人及び扶養している方の前年の所得が一定限度額以上である場合
傷害を支給事由とする給付を受けている方や、児童福祉施設へ入所中の方

手当額 月額 14,380 円(3ヶ月分まとめて5,8,11,2月に支払われます)

こんな時は手続きを

- ・入院が3ヶ月を超えるとき ・施設入所したとき ・引越したとき ・名前が変わったとき
- ・受給者が亡くなったとき ・振込口座を変更したいとき

問い合わせ 福祉事務所社会福祉課又は、各地域センター総合窓口課
各出張所(田沢 神代 桧木内 上桧木内)

児童扶養手当

対象者

次のいずれかの要件に該当する、18歳に達する日以後最初の3月31日までにある児又は、20歳未満の政令で定める中程度の障害がある児童を養育している母や、母にかわってその児童を養育している方

要件

- ・父母が離婚後、父と生計を同じくしていない児童
- ・父が死亡又は、生死不明の児童
- ・父が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・父が引き続き1年以上遺棄している児童
- ・父親が重度の障害者(内部障害者の父親が就労している場合を除く)である児童
- ・母が婚姻によらないで生まれた児童

支給制限 次の場合等には手当が受けられません。

- ・母親本人などの前年所得が一定限度額以上の場合(一部支給の場合もあります)
- ・児童が児童福祉施設へ入所中又は、里親に出されている場合
- ・養育者が老齢福祉年金以外の公的年金を受給している場合
- ・児童が父親に支給される公的年金給付の加算の対象となっている場合

手当額

- (1)児童1人の場合 全部支給 月額41,720円
一部支給 月額41,710円～9,850円
- (2)児童2人の場合 5,000円加算
- (3)児童3人目以降は1人につき月額3,000円を加算
4か月分まとめて4,8,12月に支払われます。

問い合わせ 福祉事務所長寿子育て課または、各地域センター総合窓口課
各出張所(田沢 神代 桧木内 上桧木内)

特別児童扶養手当

対象者

障害の程度が次のいずれかの要件に該当する20歳未満の児童を監護する父、もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方

要件(政令で定める程度の障害の状態)

【1級】

1. 両眼の視力の和が0.04以下のもの
2. 内耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4. 両上肢のすべての指を欠くもの
5. 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
6. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
7. 両下肢を足関節以上で欠くもの

8. 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
9. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
10. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
11. 身体の機能の障害若しくは症状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

[2級]

1. 両眼の視力の和が 0.08 以下のもの
2. 内耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
3. 平衡機能に著しい障害を有するもの
4. 咀嚼(そしゃく)の機能を欠くもの
5. 音声または言語機能に著しい障害を有するもの
6. 両上肢の親指人差し指または中指を欠くもの
7. 両上肢の親指人差し指または中指の機能に著しい障害を有するもの
8. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
9. 一上肢のすべての指を欠くもの
10. 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
11. 両下肢のすべての指を欠くもの
12. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
13. 一下肢を足関節以上で欠くもの
14. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
15. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
16. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
17. 身体の機能の障害若しくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

支給制限 次の場合等には手当が受けられません。

- (1)本人などの前年の所得が一定限度額以上の場合
- (2)児童が児童福祉施設に入所している場合
- (3)児童が障害を支給事由としている公的年金を受給している場合
- (4)児童または、受給者のいずれかが、日本国内に住所を有しない場合

手当額 1級 月額 50,750円 2級 月額 33,800円

4か月分まとめて4,8,12月に支払われます。

問い合わせ 福祉事務所長寿子育て課または、各地域センター総合窓口課
各出張所(田沢 神代 桧木内 上桧木内)

障害基礎年金

対象者

国民年金加入後の納付等の要件を満たしている被保険者又は20歳になる前から障害のある方で障害の程度が次の1級又は2級に該当する方。

<1級> 国民年金法で定める障害等級表の1級に該当する場合

<2級> 国民年金法で定める障害等級表の2級に該当する場合

身体障害者手帳の等級や基準とは異なります。

支給制限

・20歳になる前から障害のある方が受給する場合は、受給者本人の所得状況や公的年金受給により、支給制限があります。

年金額 平成20年度現在

年額	1級	792,100円×1.25+子の加算額	2級	792,100円+子の加算額
		加算額	2人目の子どもまで	1人につき 227,900円
			3人目以降の子	1人につき 75,900円

問い合わせ 市民課または、各地域センター総合窓口課
各出張所(田沢 神代 桧木内 上桧木内)

障害厚生年金

対象者

厚生年金加入後の納付等の要件を満たしている被保険者の方で、障害の程度が次の1～3級に該当する方。

<1級> 厚生年金法で定める障害等級表の1級に該当する場合

<2級> 厚生年金法で定める障害等級表の2級に該当する場合

<3級> 厚生年金法で定める障害等級表の3級に該当する場合

身体障害者手帳の等級や基準とは異なります。

年金額

報酬比例によって違います。詳細は社会保険事務所にお問い合わせください。

心身障害者扶養共済

心身障害者の保護者が、毎月一定の掛け金を払込み、保護者が死亡又は著しい障害になった時に、障害児(者)に年金が支給されます。

対象者

身体障害児(者)(身体障害者手帳1級から3級)又は知的障害児(者)、精神障害児(者)の保護者で、次の要件に該当する方

- (1)加入しようとする人(保護者)の年齢は、65歳未満であること
- (2)加入しようとする人(保護者)は、特に疾病や障害がなく、健康な状態にあること
- (3)障害者は、将来独立自活困難な状態にあること

掛金月額

掛金は、加入時年齢により1口9,300円～23,300円で、2口まで加入することができます。

(所得により掛金が減額又は免除になる場合がありますのでお問い合わせください)。

給付金 加入者が死亡等した場合、毎月 20,000 円(2 口加入の場合 40,000 円)

問い合わせ 福祉事務所社会福祉課又は、各地域センター総合窓口課
各出張所(田沢 神代 桧木内 上桧木内)

在宅心身障害児(者)療育援助費 平成 20 年度で終了(H20 年 9 月まで受付)

支給要件 在宅している次の児(者)を養育している方

(1)IQ35 以下の知的障害児・者

(2)IQ50 以下で身体障害者手帳 3 級以上の児・者

* 障害を支給事由としている公的年金を受給している場合は支給されません。

支給額 月額 2,000 円

問い合わせ 福祉事務所社会福祉課又は、各地域センター総合窓口課
各出張所(田沢 神代 桧木内 上桧木内)

医療制度について

自立支援医療(更生医療)

対象者

一般医療においてすでに治癒したと考えられている障害(角膜手術、関節形成手術、外耳形成手術、心臓手術、血液透析医療、じん臓移植手術など)に対し、生活上の便宜を図るための医療です。

18 歳以上の身体障害者手帳を持っている方(福祉相談センターの判定が必要)

自己負担

原則 1 割負担ですが、前年度の医療保険証構成員の市民税(所得割)と本人の収入により、月額上限額が決められています。

手続きに必要なもの

- ・指定医療機関医師の意見書
- ・自立支援医療費支給認定申請書
- ・同意書
- ・身体障害者手帳のコピー、受給者本人と同じ医療保険構成員分の医療保険証のコピー
- * 障害年金を受給されている方は、年金振込み通知書または年金証書のコピー
- * 特定疾病医療受給者証を受給している方は、受給者証のコピー

手続き・問い合わせ 福祉事務所社会福祉課又は、各地域センター総合窓口課
各出張所(田沢 神代 桧木内 上桧木内)

自立支援医療(精神通院医療)

対象者 指定医療機関に精神通院している方

自己負担

原則 1 割負担ですが、前年度の医療保険証構成員の市民税(所得割)と本人の収入により、月額上限額が決められています。

手続きに必要なもの

- ・指定医療機関医師の意見書
 - ・自立支援医療費支給認定申請書
 - ・同意書
 - ・受給者本人、同じ医療保険構成員分の医療保険証のコピー
 - * 障害年金を受給されている方は、年金振込み通知書または年金証書のコピー
- 手続き・問い合わせ** 福祉事務所社会福祉課又は、各地域センター総合窓口課
各出張所(田沢 神代 桧木内 上桧木内)

自立支援医療(育成医療)

対象者 18歳未満の確実な治療が期待できる身体に障害のある児童

自己負担

原則1割負担ですが、前年度の医療保険証構成員の市民税(所得割)と本人の収入により、月額上限額が決められています。

* 入院時の食費は全額自己負担になります。

手続き・問い合わせ 大仙保健所

福祉医療制度

福祉医療対象者の医療費の自己負担相当額を助成します。

対象者

- ・高齢身体障害者(所得制限有り、社会保険本人除く)
 - 65歳以上で、身体障害者手帳4～6級を持っている方
- ・重度心身障害(児)者(社会保険本人は所得制限有り)
 - 療育手帳A、身体障害者手帳1～3級を持っている方
- ・乳幼児(父又は、母の所得制限有り)
 - 生まれた日から満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童
- ・ひとり親家庭(所得制限有り、社会保険本人除く)
 - 次に該当する18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童
 - :母子家庭・父子家庭の児童
 - :父母のいない児童
 - :父または母が次の号に定める障害の状況にある家庭の児童
 - 1.両眼の視力の和が0.04以下のもの
 - 2.内耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
 - 3.両上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 4.両上肢のすべての指を欠くもの
 - 5.両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - 6.両上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 7.両下肢を足関節以上で欠くもの
 - 8.体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
 - 9.前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
 - 10.精神に労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害

を有するもの

11. 傷病が治らないで、長期にわたる高度の安静と常時の監視または介護を必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診療を受けた日から起算して1年6か月を経過しているもの

手続き・問い合わせ 市民課又は、各地域センター総合窓口課
各出張所(田沢 神代 桧木内 上桧木内)

特定疾患医療の給付

表の疾患により医療を受けている方で、県が承認した医療機関において保険診療を受けた場合に自己負担の軽減を受けられます。

ベーチェット病	脊髄小脳変性症	原発性胆汁性肝硬変
多発性硬化症	クローン病	重症急性膵炎
重症筋無力症	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	特発性大腿骨頭壊死症
全身性エリテマトーデス	悪性関節リウマチ	混合性結合組織病
スモン	パーキンソン病関連疾患	原発性免疫不全症候群
再生不良性貧血	アミロイドーシス	特発性間質性肺炎
サルコイドーシス	後縦靭帯骨化症	網膜色素変性症
筋萎縮性側索硬化症	ハンチントン病	プリオン病
強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎	モヤモヤ病(ウイルス動脈輪閉塞症)	原発性肺高血圧症
特発性血小板減少性紫斑病	ウエゲナー肉芽腫症	神経線維腫症
結節性動脈周囲炎	特発性拡張型うっ血型心筋症	亜急性硬化性全脳炎
潰瘍性大腸炎	多系統萎縮症	バッド・キアリ症候群
大動脈炎症候群	表皮水泡症	特発性慢性肺血栓栓症
ピュルガー病	膿疱性乾癬	ライソゾーム病
天疱瘡	広範脊柱管狭窄症	副腎白質ジストロフィー

手続き・問い合わせ 大仙保健所

小児慢性特定疾患医療の給付

次の疾患により医療を受けている18歳未満の児童で、県が承認した医療機関において保険診療を受けた場合に自己負担の軽減を受けられます。

悪性新生物 慢性腎疾患 慢性呼吸器疾患 慢性心疾患 内分泌疾患 神経・筋疾患
糖尿病 先天性代謝異常 血友病等血液疾患 免疫疾患 膠原病 慢性消化器疾患

手続き・問い合わせ 大仙保健所

補装具・日常生活用具について

手続き・問い合わせ 福祉事務所社会福祉課又は、各地域センター総合窓口課
各出張所(田沢 神代 桧木内 上桧木内)

補装具の交付・修理

身体障害(児)者の日常生活や社会生活の向上を図るために、その失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うために障害の内容や程度により、必要な用具(補装具)の交付や修理を行います。(所得制限があります)

* 購入前に必ず、ご相談ください。

* 種目により、介護保険被保険者は介護保険での給付が優先となります。

対象者 身体障害者手帳を持っている方(判定が必要な場合があります)

補装具の種類

義肢・装具・座位保持装置・盲人安全つえ・義眼・眼鏡・補聴器・車いす・電動車いす・歩行器・重度障害者伝達装置・歩行補助つえ・座位保持いす(児)・起立保持具(児)・頭部保持具(児)・排便補助具(児)

手続きに必要なもの 申請書、指定業者の見積書、身体障害者手帳、印鑑他

日常生活用具の給付

身体障害者手帳をもっている在宅の人で、障害により日常生活に支障のある人に用具を給付します。ただし、障害及び程度により給付できる用具が異なります。

(所得制限があります)

* 購入前に必ず、ご相談ください。

* 種目により、介護保険被保険者は介護保険での給付が優先となります。

対象者

身体障害者手帳をもっている在宅の人。ただし、障害及び程度により給付できる用具が異なります。

日常生活用具の種類

排泄管理支援用具

ストーマ用装具 紙おむつ等 収尿器

介護・訓練支援用具

特殊寝台 特殊マット 特殊尿器 入浴担架 体位変換機 移動用リフト

訓練いす(児のみ) 訓練用ベッド(児のみ)

自立生活支援用具

入浴補助用具 便器 T字状棒状のつえ 移動移乗支援用具 頭部保護帽

歩行時間延長信号機用小型送信機 聴覚障害者用室内信号装置 特殊便器

火災警報器 自動消火器 電磁調理器

在宅療養等支援用具

透析液加温器 吸入器 電気式たん吸引器 酸素ボンベ運搬車 盲人用体重計

盲人用体温計(音声式)
情報・意思疎通支援用具
携帯用会話補助装置 情報通信支援用具 点字ディスプレイ 点字器
点字タイプライター 視覚障害者用ポータブルレコーダー 盲人用時計
視覚障害者用活字文書読上げ装置 視覚障害者拡大読書器
視覚障害者用通信装置 視覚障害者用情報受信装置 人工喉頭 点字図書
視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)
住宅改修関係
居宅生活動作補助用具
手続きに必要なもの 申請書、指定業者の見積書、身体障害者手帳、印鑑他

住宅に関する制度について

障害者住宅整備資金貸付

障害者向けに居室等を増改築または、改造することを必要とし、自力で整備を行うことが困難な方に住宅整備資金を貸付します。

対象者 次に該当する方と同居する親族または本人

(1)身体障害者手帳1～4級の方 (2)療育手帳Aの方

貸付限度額 150万円

*増改築前に必ず、ご相談ください。

手続き・問い合わせ 福祉事務所社会福祉課又は、各地域センター総合窓口課
各出張所(田沢 神代 松木内 上松木内)

その他の貸付・支給制度について

生活福祉資金貸付制度

生活福祉資金とは、在宅福祉の増進のため、低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯の生活意欲の助長促進、在宅福祉及び、社会参加の促進を図り、安定した生活を営むことを目的に必要な資金の貸付を行う制度です。

対象者

低所得世帯

原則として市町村民税が非課税程度の世帯が対象ですが、地域の消費生活水準と世帯員の年齢や家族の人数などを考慮して、借入申込世帯の生活基準額(居住地の標準的な生活費の1.7倍の額)が計算され、この生活基準額より世帯の平均的な月収が下回っている場合にこの制度による貸付を利用できます。

障害者世帯(所得制限有)

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者健康福祉手帳の交付を受けている方がいる世帯が対象となります。

高齢者世帯(所得制限有)

日常生活上介護を要する 65 歳以上の高齢者がいる世帯が対象となります。

要件・原則

世帯単位での貸付です。

連帯保証人が必要です。

他の貸付資金の活用が優先されます。

民生委員の援助指導が前提となります。

資金には原則的に3%の利子がつきます。

資金種類および貸付条件

資金種類、貸付条件等は改正される場合がありますので、相談時に市社会福祉協議会にご確認ください。

手続き・問い合わせ

地区の民生児童委員または仙北市社会福祉協議会及び各支所へお尋ねください。

自動車事故被害者に対する生活貸付

自動車事故による被害者に対する貸付です。交通遺児等貸付・不履行判決等貸付・後遺障害保険金一部立替貸付・保証金一部立替貸付があります。詳細は、自動車事故対策機構秋田支所(018-863-5875)にお問い合わせください。

交通遺児の方に育成資金の貸付

対象 自動車事故で保護者が亡くなったり、重度の後遺障害者になったりした家庭の中学卒業までの児(申請者は保護者)

貸付額 一時金 155,000 円、毎月 20,000 円、小・中学校入学支度金 44,000 円

返済期間 20年以内

自動車事故被害者重度後遺障害者へ介護料支給

自動車事故に遭われた方へ介護料を支給します。

詳細は、自動車事故対策機構秋田支所(018-863-5875)にお問い合わせください。

対象

自動車事故により、脳・脊髄・胸腹部臓器損傷を生じ、自力移動・摂食等が要介護の状態(1級3号、4号・2級3号、4号認定者)

介護料の額・月額(障害の程度に応じて)

常時要介護(1級3号、4号)58,570 円～136,880 円

随時要介護(2級3号、4号)29,290 円～54,000 円

その他の助成事業について

手続き・問い合わせ 福祉事務所社会福祉課又は、各地域センター総合窓口課
各出張所(田沢 神代 桧木内 上桧木内)

自動車運転免許取得費助成

障害のある方が就労や社会参加のための自動車免許取得に対し助成します。
10万円を限度に費用の2/3以内

対象者 4級以上の肢体不自由者、聴覚障害者他(支給要件有り)

自動車改造費助成

障害のある方が就労に伴い自動車を取得する場合、その車の改造費に対し助成します。
10万円を限度に操向装置および駆動装置等の直接改造に要した費用
* 改造前に必ず、ご相談ください。

対象者 3級以上の上肢下肢障害者他(支給要件有り)

障害者自立支援法の障害福祉サービスについて

障害者自立支援法の対象となる障害者の方の主な要件

- (1) 身体障害者手帳を持っている方
- (2) 療育手帳を持っている方
- (3) 精神保健福祉手帳または、自立支援医療(精神通院医療)を受けている方

障害福祉サービスを利用するためには

利用申請をして審査、判定を受ける必要があります。その結果、利用者の意向や医師の意見書を踏まえて障害程度区分が決定され受給者証が交付されます。

そして、利用者は、サービス提供事業者と契約し、サービスの利用が始まります。

障害程度区分の認定結果によって利用できる介護給付サービス、訓練等給付サービスが決まります。

* 介護保険被保険者は介護保険での給付が優先となります。

利用者負担

原則 1割負担ですが、前年度の所得により、月額上限額が決められています。

申請窓口

田沢湖地域センター総合窓口課(田沢湖庁舎)
角館地域センター総合窓口課(角館庁舎)
福祉事務所社会福祉課(西木庁舎)
各出張所(田沢 神代 桧木内 上桧木内)

介護給付サービス

居宅介護(ホームヘルプサービス)

入浴、排泄、または食事の介護など、在宅での生活全般にわたる援助サービス

対象者 障害程度区分1以上で、サービスを利用できる時間や回数は、受給者証に記載してあります。(通院介助は障害程度区分2以上で、支給要件有り)

重度訪問介護

重度の肢体不自由者(18歳以上)を対象とした、在宅における入浴や食事や排泄介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービス

対象者 障害程度区分4以上で、二肢以上に麻痺があり、調査項目のうち「歩行」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されるとき

行動援護

自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

対象者 障害程度区分3以上で認定調査項目のうち行動関連項目に支給要件有り

重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

対象者

障害程度区分6で、かつ意思疎通に著しい困難を有する方で、以下の要件の有り

- ・四肢すべてに麻痺があつて寝たきり状態にある障害者で、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者、もしくは最重度知的障害者
- ・調査項目のうち行動関連項目に支給要件有り

* 障害児については、これに相当する心身状態が該当します。

児童デイサービス

障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

対象者 療育が必要と認められる児童

短期入所(ショートステイ)

自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

対象者 障害程度区分1以上(児童を除く) 児童は厚生大臣が定める区分1以上

療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

対象者

- ・障害程度区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方
- ・障害程度区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している方

生活介護

常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

対象者

- ・施設入所者は障害程度区分4以上(50歳以上は障害程度区分3)
- ・在宅者は障害程度区分3以上(50歳以上は障害程度区分2)

施設入所支援

施設に入所している方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

対象者

- (1)生活介護を受け、障害程度区分4以上(50歳以上は障害程度区分3)の方
- (2)自立訓練または就労移行支援等を受け、通所困難な方(要件有り)

共同生活介護(ケアホーム)

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

対象者 障害程度区分2以上の知的障害者、および精神障害者

訓練給付サービス

自立訓練(機能訓練・生活訓練)

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

対象者 一般就労を希望し、就労が見込まれる65歳未満の障害者

就労継続支援(A型 = 雇成型、B型 = 非雇成型)

一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

A型 = 雇成型

雇用契約に基づく就労の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。

対象者

通常の雇用が困難な障害者のうち、就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって、雇用契約に基づく就労が可能な方

B型 = 非雇用型

通所により就労や生産活動の機会を提供し、雇用への移行支援等のサービスを行います。

対象者

就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方

共同生活援助(グループホーム)

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

対象者

障害程度区分1以下に該当する知的障害者、および精神障害者
(障害程度区分2以上でも利用可)

地域生活支援事業

相談支援事業

障害のある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。

コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う方の派遣などを行います。

日常生活用具給付

重度障害のある方等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付を行います。
P14参照

移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある方について、外出のための支援を行います。

利用者負担 居宅介護家事支援単価の1割

地域活動支援センター

障害のある方が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

福祉ホーム事業

家庭環境、住宅事情等の理由により、在宅にて生活困難な障害者の福祉ホーム利用に関して施設に対し支援します。

訪問入浴サービス事業

入浴車により在宅で入浴サービスを提供します。

対象者

65歳未満寝たきりの障害者

(介護保険被保険者は介護保険での給付が優先となります。)

利用者負担 1回12,500円の1割

更生訓練費給付

更生援護施設入所者の訓練に対する給付です。

対象者 該当施設入所中希望者

日中一時支援事業

障害者等に日中における活動の場を確保し、障害者等の家族を支援します。

養護学校生徒の放課後支援 日帰り短期入所

利用者負担 1割

生活サポート

障害程度区分非該当者の必要と認められる方に対し日常生活支援のための家事援助のヘルパーを派遣します。

利用者負担 居宅介護家事支援単価の1割

声の広報等発行

視覚などに障害のある方に声の広報を届けている団体に対し補助をします。

自動車運転免許取得費助成

障害のある方が就労や社会参加のための自動車免許取得に対し助成します。

P17参照

自動車改造費助成

障害のある方が就労に伴い自動車を取得する場合、その車の改造費に対し助成します。

P17参照

身体障害者施設（旧法）について

身体障害者更生施設(入所)

身体障害者を対象とし、その更正に必要な治療または指導を行い、及びその更正に必要な訓練を行う入所施設です。

身体障害者療護施設(入所)

身体障害者で常時介護を必要とする方を対象とし、治療及び療護を行う入所施設です。

身体障害者授産施設(入所)

身体上の障害のため雇用困難または生活に困窮する方を対象とし、必要な訓練を行い、職業を提供して自活する入所施設です。

身体障害者更生施設(通所)

身体障害者を対象とし、その更正に必要な治療または指導を行い、及びその更正に必要な訓練を行う通所施設です。

身体障害者療護施設(通所)

身体障害者で常時の介護を必要とする方を対象とし、治療及び療護を行う通所施設です。

身体障害者授産施設(通所)

身体上の障害のため雇用困難または生活に困窮する方を対象とし、必要な訓練を行い、職業を提供して自活する入所施設です。

身体障害者福祉ホーム

低額な料金で身体上の障害のため家庭において日常生活を営むのに支障のある方を対象とし、その日常生活に適するような居室その他の施設を利用し、日常生活に必要な便宜を供与する施設です。

養護老人ホーム(盲老人ホーム)

盲老人の方を対象とした老人ホーム

「松寿会養護老人ホーム松峰園」

療育機関・施設について

心身障害児の相談、療育及び保育については、次のような機関や施設があります。

療育機関・事業

秋田県小児療育センター

障害児の治療、訓練及び療育関係者の研修などを行っています。診療部のほか通園訓練部(肢体不自由、知的障害児、難聴幼児)があります。通園する場合の費用は、所得により負担があります。

秋田市八橋南一丁目1-3 電話018-823-7530

窓口 福祉事務所、保健課、秋田県小児療育センター

発達障害者支援センター「ふきのとう秋田」

発達障害者支援法(自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)などの脳機能の障害で通常低年齢において発現するものとして、政令で定めるものとされています。)にもとづく支援機関です。

対象者

発達障害やその疑いのある本人やその家族

発達障害にかかわる関係機関(市町村、保育所、幼稚園、学校、職場、障害児・者施設など)

受付時間

月曜日～金曜日 9時から17時 土、日、祝日、12月29日～1月3日休

相談時間

電話相談は1回20分程度です。来所相談は1回60分程度です。

連絡先 電話 018-823-7722 (小児療育センター 4階)

どれみの会(療育訓練)

幼児健康診査や巡回相談等で、発達に指導の必要を認められた仙北市在住の児に、心身に障害をもつ子の発達を促進するための適応性訓練並びに身近自立訓練を行うとともに、保護者の方の養育知識、技術の向上を図って、療育訓練を毎月2～3回行っています。

費用は、無料です。

窓口 福祉事務所社会福祉課

秋田県障害児(者)地域療育等支援事業

在宅重症心身障害児・者、知的障害児・者、身体障害児と家族を支援するため、療育、生活等についての相談に応じ、指導や訓練を行います。

実施施設 角間川更生園ほか

療育施設

太平療育園（肢体不自由児施設）

肢体不自由児に、医療と生活指導を行っています。また、乳幼児のための母子入園も行っています。費用は、所得により負担があります。（定員160人）

秋田市新屋下川原町2-1 電話018-863-3451

窓口 福祉事務所長寿子育て課、太平療育園

オリブ園（難聴幼児通園施設）

難聴幼児に、早期に聴力及び言語の機能訓練を行っています。費用は、所得により負担があります。（定員30人）

秋田市新屋表町8-5 電話018-828-7750

窓口 福祉事務所長寿子育て課、オリブ園

療育施設（旧法）について

知的障害児の入所施設

知的障害児が入所し、独立自活に必要な知識技術を習得します。

重症心身障害児施設

重症心身障害児が入所し、治療及び日常生活の援助を受けます。養護学校の訪問教育の受入れも行っています。なお、18歳以上の重症心身障害者も入所できます。

知的障害者更生施設（入所）

18歳以上の知的障害者が入所し、入所者を保護するとともに、その更生に必要な指導訓練を行う施設です。

知的障害者授産施設（入所）

18歳以上の知的障害者で雇用されることが困難な方が入所し、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を提供し自活する施設です。

知的障害者更生施設（通所）

18歳以上の知的障害者を通所により保護するとともに、その更生に必要な指導訓練を行う施設です。

知的障害者授産施設（通所）

18歳以上の知的障害者で雇用されることが困難な方が通所し、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を提供し自活する施設です。

知的障害者通勤寮

就労している知的障害者が寮から職場に通勤し、一定期間寮生活の中で、対人関係の調整、余暇の活用、健康管理等独立自活に必要な指導を行います。

知的障害者福祉ホーム

就労している知的障害者が、家庭環境、住宅事情等の理由により住居を求めている場合に、低額な料金で入居しながら社会参加の助長を図ります。

心身障害者小規模作業所

一般事業所に就労が困難な在宅の障害児(者)が通所し技術習得訓練や生活指導を行います。

精神障害者施設（旧法）について

精神障害者生活訓練施設（援護寮）

家庭において日常生活を営むのに支障がある精神障害者に、定額な料金で、居室その他の設備を利用し、必要な訓練及び指導を行う施設です。

利用対象者

共同生活のできる方、通院・服薬の自己管理のできる方、精神科デイケア・精神障害者授産施設・小規模作業所等に通える方

使用料金

各施設で設定されています。その他、食費、日用品費、レクリエーション等の費用が必要です。

精神障害者福祉ホーム

住居を求めている精神障害者に定額な料金で居室その他の設備を利用し、日常生活に必要な便宜を供与する施設です。

精神障害者通所授産施設

雇用されることが困難な精神障害者が、自活できるように必要な訓練及び指導を行い、社会復帰の促進を図るための施設です。

精神障害者小規模作業所

精神科に通院している精神障害者が通所する作業所で、作業やグループ活動を通し、仲間との触れ合いの中で、よりよい社会復帰を図ります。

その他関連制度について

法廷後見制度(成年後見制度)

判断能力の不十分な方に、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等(成年後見人、保佐人、補助人)が利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護、支援します。

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申し立てをすることができる人	本人、配偶者、4親等以内の親族、検察官など 市町村長		

問い合わせ 秋田家庭裁判所(018-824-3121) リーガルサポート秋田(018-824-0055)

任意後見制度(成年後見制度)

本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らを選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活・療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書で結びます。

そうすることで、本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が専任する「任意後見監督人」の監督のもと、本人を代理して契約をすることによって、本人の意思にしたがった適切な保護、支援をします。

問い合わせ 秋田家庭裁判所(018-824-3121) リーガルサポート秋田(018-824-0055)

地域福祉権利擁護事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な方が自立した地域生活を送れるよう福祉サービスの利用援助を行うことにより、その方の権利擁護に資することを目的とした福祉サービスです。

専門員が本人と面談後、利用契約を結び支援計画を作成し、生活支援員が書類等の預かり、日常的な金銭管理、福祉サービスの利用などを支援します。

援助の内容

・地域での生活を営むのに不可欠な福祉サービスの利用等を援助します。
・利用者の参加を得て作成する「支援計画」に基づき、実施主体が本人と利用契約を締結し、個々の契約内容に基づいた援助を生活支援員が行います。

1. 福祉サービスに関する情報提供、助言
2. 福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続き援助
3. 福祉サービス利用料を支払う手続き援助等
4. 福祉サービスについての苦情解決制度の利用援助

利用者ご本人の施設入所に関する書類の記入は含まれません。

日常的金銭管理サービス 日用品を買う行為については含まれません。

1. 年金及び福祉手当の受領に必要な手続き
2. 医療費を支払う手続き
3. 税金や社会保険料、公共料金等を支払う手続き
4. 日用品の代金を支払う手続き
5. 1.から 4.の支払いにともなう預金の払戻、預金の解約、預金の預入れの手続き

書類等の預かりサービス

1. 年金証書
2. 預貯金の通帳
3. 権利証
4. 契約書
5. 保険証書
6. 実印・銀行印
7. その他

株券や債権等の有価証券や遺言書・不動産・貴金属・絵画等を預かることはできません。

利用料

相談・支援計画作成費は無料ですが、サービスが開始されると、サービス 1 回(2 時間まで)につき 1,500 円

問い合わせ 仙北市社会福祉協議会及び各支所

就労支援について

障害者雇用率制度

事業主は、障害者雇用率によって計算される法定雇用障害者数以上の身体障害者、または、知的障害者を雇用しなくてはなりません。なお、精神障害者は雇用数の対象ではありませんが、精神障害者保健福祉手帳所持者を雇用している場合には、各企業における雇用障害者数の算定対象に加えることができます。

* 障害者雇用率を超えて雇用している事業主に障害者雇用調整金支給制度や報償金支給制度等があります。

障害者職業センター

障害者の方及び障害者を雇用する事業主の方やハローワーク(公共職業安定所)と密接に連携し、就職や雇用管理のためのサービス提供を行っています。

窓口

独立法人 高齡・障害者雇用支援機構 秋田障害者職業センター
秋田市川尻若葉町 4 - 48 (018 864-3608)

障害者に対する支援

利用のしかた

電話で相談をして、必要に応じて面接相談の予約をします。相談時には、家族やソーシャルワーカー、作業所等の職員に同行してもらおうとよいでしょう。各事業の利用は担当の障害者職業カウンセラーとよく相談してください。費用は無料です。

職業評価

職業的自立を目指すにあたって、身体的、精神的、社会的および職業的側面から能力や適正を把握、評価し、今後の就職活動の進めや方将来の方向付けを行います。

職業相談・職業指導

仕事に就くための心構えや必要な事柄などについて相談及び指導を行います。

職業準備支援事業

<ワークトレーニングコース>

就職や職場での生活を可能とするための職場のルール・作業を行っていく力・適切な態度など、基本的な労働習慣の体得および職業に関する知識の習得のための支援を行う事業です。センター内や事業所内での作業支援、事業所見学や職業講話などの職業準備支援講座などによる支援を行います。

<自立支援コース>

精神障害者を対象に、作業支援・職業準備支援講座のほか、対人技能訓練など行います。障害特性に配慮して段階的に基本的な労働習慣の体得、対人技能などを習得するための支援です。

OA講習

視覚障害者を対象に、外部機関(社会福祉法人、学校法人)に技術指導の協力を得て、OA機器の操作技能の習得のための講習を行います。

知的障害者判定・重度知的障害者判定

障害者雇用率制度、障害者雇用納付金制度など雇用対策上の知的障害者判定・重度知的障害者判定を行います。

職場適応指導

就職後、職場や作業環境に適応できるように必要な助言や支援を行います。

職業準備支援事業等受講報奨金(県単独措置)

秋田県障害者職業センターの実施する職業準備訓練、ジョブコーチ支援事業及びOA講習を受講するために交通費を要する場合、その交通費相当費を助成します。

障害者・事業主双方に対するサービス

職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援事業

就職または職場適応に課題のある精神障害者・知的障害者などの雇用の促進および職業の安定をはかるため、事業所にジョブコーチを派遣します。ジョブコーチは障害者と一緒に現場に入り、その人が自立できるように様々な角度から支援をします。また、障害者および事業主に対して、雇用の前後を通じて障害特性をふまえた直接的・専門的な援助を行います。

精神障害者総合雇用支援

精神障害のある方及び精神障害のある方を雇用しようとする事業主に対して、主治医との連携の下、職場復帰、雇用促進及び雇用継続のそれぞれの段階で専門的な支援を行います。

事業主に対するサービス

相談・援助

事業主が障害者の雇用管理に具体的な課題を有し、その解決に継続的な支援を必要としている場合には、事業主の雇用管理上の課題を分析し、「事業主支援計画」を策定して、体系的な支援を行います。

雇用管理サポート事業

障害者の雇用管理について、特に専門的な支援を必要とする事業主に対しては、地域の専門家の協力を得て、問題解決のためのアドバイスを行っています。

その他事業

その他、ハローワークの行う職業紹介に対する協力、リワーク事業、職業リハビリテーション、事業主へのサービス等を行っています。

ハローワーク(公共職業安定所)

障害者の方の就職について専門的に相談を行う窓口を設けています。職業訓練施設等への入所も斡旋します。なお、ハローワークには、知的障害児者職業相談員(秋田 鷹巣)・身体障害者職業相談員(秋田 大曲)・精神障害者職業相談員(秋田 本荘)が配置されています。

窓口 ハローワーク角館 014-0372 仙北市角館町小館32 - 30 (0187-54-2434)

職場適応訓練

知事が事業主に委託し、身体障害者、知的障害者、精神障害回復者等の方の能力に適した作業について6か月以内(重度障害者1年以内)の実施訓練を行い、職場の環境に適応することを容易にし、訓練終了後は事業所に引き続き雇用されることを期待して実施される制度です。訓練期間中、訓練生に対して、訓練手当が支給されます。

短期職場適応訓練

障害者の方に実際に従事する仕事を体験してもらい、就業についての自信を与え、事業主の方へは障害者の技能程度や適応性の有無を把握してもらい、作業環境に適応することを容易にすることを目的とした事業です。訓練期間中、訓練生に対して、訓練手当が支給されます。

公共職業訓練

障害者の方に必要な技能を習得してもらい、就職を容易にし、職業の自立を図ることを目的とした訓練で、主として障害者職業訓練校で行っていますが、身体的条件の可能な範囲で県立訓練校等でも行います。訓練期間は2年以内、訓練手当が支給されます。

特定求職者雇用開発助成金

障害者を雇い入れる事業主に対して、その雇い入れに係る者に支払った賃金に相当する額の一定率を雇い入れた日から一定期間支給する制度です。

秋田県雇用開発協会

経済社会の変化に対応して、高年齢者及び障害者の雇用及び適正な労働条件の確保並びに若年労働者の県内定着を図り、もって県内における雇用の安定及び労働者の福祉の向上並びに産業の発展に寄与することを目的とした協会です。

障害者雇用納付金制度に基づく助成金

障害者作業施設設置等助成金

障害者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、その障害者が障害を克服し作業を容易に行うことができるよう配慮された作業施設または改造等がなされた作業設備の整備等を行う費用に対する助成金です。

障害者福祉施設設置等助成金

障害者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主、または、その事業主が加入している事業主団体が、障害者である労働者の福祉の増進を図るため、障害者が利用できるよう配慮された福利厚生施設の整備等を行う費用に対する助成金です。

障害者介助等助成金

重度身体障害者、知的障害者、精神障害者または就職が特に困難と認められる身体障害者を常用労働者として雇い入れるか、継続して雇用している事業主が、障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を実施する費用に対する助成金です。

職場適応援助者助成金

職場適応援助者による援助を受けなければ、事業主による雇い入れ、または、雇用の継続が困難と認められる障害者に対して、職場に適応することを容易にするために職場適応援助者(機構が行う要請研修または厚生労働大臣が定める研修を修了し、援助の実施に開し必要な相当程度の経験及び能力を有すると認められる者)を配置し援助を実施する費用に対する助成金です

重度障害者等通勤対策助成金

重度身体障害者、知的障害者、精神障害者または通勤が特に困難と認められる身体障害者を常用労働者として雇い入れるか、継続して雇用している事業主、またはこれらの事業

主が加入している事業主団体が、これらの者の通勤を容易にするための措置を行う費用に対する助成金です。

重度障害者多数雇用事業所設置等助成金

重度身体障害者、知的障害者または精神障害者を常用労働者として多数雇い入れるか、継続して雇用し、かつ、安定した雇用を継続することができると認められる事業主で、これらの障害者のために事業施設等の整備等を行う費用に対する助成金です。

障害者能力開発助成金

障害者の職業に必要な能力を開発し、向上させるための能力開発訓練事業(厚生労働大臣告示による基準に該当するもの)を行う事業主等が、能力開発訓練のための施設・設備の整備等を行う費用、その能力開発訓練事業を運営する費用や障害者である労働者を常用労働者として雇用する事業主が、その障害者である労働者に障害者能力開発訓練を受講させる費用に対する助成金です。

その他の助成金

そのほか、障害者雇用支援センターの設置運営に要する費用に助成金があります。

秋田県雇用開発協会 障害者業務部 018 - 896 - 1252 Fax 018 - 863 - 1220
010 - 0951 秋田市山王3丁目1番7号 東(トウ)カンビル3階

障害児の教育・就学について

特殊教育就学奨励費補助制度

盲学校、ろう学校、養護学校へ就学している児童保護者の経済的負担の軽減を図るための補助制度です。

対象経費

学校給食費、交通費(本人・付添人)、寄宿舎費、学用品購入費、修学旅行費など

窓口 教育委員会 各学校

暮らしに役立つ情報・その他

NTT番号無料案内(ふれあい案内)

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている方で、電話帳の使用が困難な方について、障害の程度によりNTT番号案内が無料になります。

対象者

- ・視覚障害者1級から6級又は、肢体不自由(上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)1級～2級の身体障害者手帳を持っている方
- ・療育手帳を持っている方

・精神障害者保健福祉手帳を持っている方

問い合わせ フリーダイヤル(0120-104714)

障害者運転マーク



このマークは、身体障害者標識であり、肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付された方が普通自動車を運転する場合において、その肢体不自由が運転に影響を及ぼす恐れがあるときに、その普通自動車に表示するものです。このマークを表示することによって、他の運転者は幅寄せ、割り込みをしてはならないこととされています。

問い合わせ 仙北地区交通安全協会 (54-2332)

聴覚障害者標識



補聴器により補われた聴力を含めて、10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえるものという、免許取得の従来の基準を満たさない方でも運転する車種を限定した上で、ワイドミラーを設置していることを条件に、免許が取得できるようになりました。

当該標識は、運転する車両の前後の地上0.4 - 1.2メートル以内に掲示して運転しなければいけません。

運転できる車種は普通自動車と定められ、他の車種自動車の運転はできません。また、取得できるのは普通免許だけで、中型・大型免許などは取得できません。また、初心者マークと同様に、周囲の運転者はこの標識の表示車を保護する義務があり、幅寄せ・割り込みなどの行為を行なってはならないと定められています。表示車に対して幅寄せ・割り込みをした場合は交通違反となり、罰金が課せられます。

なお、表示は義務となっており、表示しなかった場合は違反点数、ワイドミラーの装着やマーク表示を怠った場合には、罰金などが課せられます。

問い合わせ 仙北地区交通安全協会 (54-2332)

駐車禁止除外指定車標章の交付

対象

身体障害者手帳の交付を受けている、歩行困難な方が使用する車両

問い合わせ 仙北警察署 (53-2111)

障害者防災マニュアル

秋田県では、障害者防災マニュアルを作成し、障害別の防災について載っています。障害者防災マニュアルは、秋田県障害者社会参加センターのホームページからダウンロードできます。災害時には、障害者防災カードを携帯できるようにすることを推奨しています。

カード記載内容 氏名、生年月日、住所、電話番号、血液型、連絡先、障害の種類、障害者手帳番号、服用している薬、必要とする支援の内容等

問い合わせ 秋田県心身障害者総合福祉センター1階 (0188-864-2780)

代理投票

対象

指先や腕の疾病、失明など字が書けないなどの身体の故障や文盲のため、自ら投票の記載ができない方

内容 投票所の投票係員に申し出てください。

窓口 選挙管理委員会(秋田県 仙北市)

郵便投票制度(選挙)

対象

身体障害者手帳1～2級の両下肢・体幹・移動機能障害者の方、または1～3級の内部障害または免疫障害の方

内容

投票所に行くことが困難な上記対象者の方は、市町村選挙管理委員会が発行する「郵便投票証明書」を添えて申請すると郵便で投票ができます。また、重度障害の方で自ら投票できない方(代理記載)も投票できます。(事前に申請が必要です。)

窓口 選挙管理委員会(秋田県 仙北市)

あきたバリアフリーマップ

秋田県で作成している情報サイトです。県内のバリアフリー情報を調べることができます。

パソコン <http://www2.pref.akita.jp/bf-map/index.htm>

携帯 <http://www2.pref.akita.jp/bf-map/mobile/>

たとえば「樺細工伝承館」は、このように情報が載せられています。

バリアフリー情報



駐車場

- ・一般駐車場あり

出入口

- ・段差なし ・スロープあり ・自動ドアあり

誘導・案内

- ・総合受付あり ・点字ブロック等あり

昇降設備

- ・エレベーター(2人乗り)あり
- ・音声案内あり ・点字表示あり
- ・低操作盤あり ・屋内階段の手すりあり

その他の設備

- ・車いすでの移動可能(建物全体)
- ・貸出用車いすあり

トイレ(公衆トイレ)

【一般トイレ】

男2ヶ所、女2ヶ所

【男性用トイレ】

- ・洋式便器あり ・手すりつき洋式便器あり

・手すりつき小便器あり

・子どもでも使える小便器あり

【女性用トイレ】

- ・洋式便器あり ・手すりつき洋式便器あり

・ベビーチェアあり

【多目的トイレ】

共用1ヶ所、

- ・車いすで回転できる内部スペースあり

- ・ベビーベッドあり ・子ども用便座あり

- ・オストメイト設備あり

割引施設

秋田県立美術館	秋田市	入館無料
秋田県立博物館	秋田市	入館無料
秋田県立スケート場	秋田市	使用料無料
秋田県立プール	秋田市	入館無料
秋田県立近代美術館	秋田市	入館無料
平福記念美術館	仙北市	入館団体割引料金
樺細工伝承館	仙北市	入館団体割引料金
角館武家屋敷石黒家	仙北市	入館料金大人 300 円のところ 50 円引き

大曲仙北障害者関係機関・施設

事業所名	住所	電話番号	サービスの種類
サンワーク六郷	仙北郡美郷町野中字 下村 55 - 2	0187-84-3809	居宅・重度・行動・生活介護・就労 B・生活訓練・グループH・ケアH
柏の郷	大仙市強首字上野台	0187-87-7300	旧身体・短期入所・生活介護
大曲仙北広域市町 村圏角間川更生園	大仙市角間川字町頭 98	0187-65-3676	旧知的・短期入所
かわみなと寮			グループH
後三年鴻声の里	仙北郡美郷町飯詰字 東西法寺 148	0187-83-2035	旧知的・短期入所
愛仙	仙北市角館町大風呂 1-1	0187-54-2422	生活介護・就労B
ほっぺ	大仙市大曲大町 4-12	0187-62-7766	就労B・就労移行
仙北市田沢湖ヘル パーステーション	仙北市田沢湖生保内 字宮ノ後 39	0187-43-1368	居宅・重度
仙北市角館ヘルパ ーステーション	仙北市角館町小勝田 間野 54-5	0187-54-1368	居宅・重度
仙北市西木サテラ イト	仙北市西木町桧木内 字高屋 110-2	0187-48-2940	居宅・重度
県南訪問介護事業 所	仙北市角館町上菅沢 2-18	0187-52-1280	居宅・重度
虹の街	大仙市	0187-86-3015	居宅・重度
JA秋田おばこホーム ヘルプサービス	大仙市大曲あけぼの 町 16-47	0187-86-0898	居宅・重度

相談窓口一覧

仙北市

福祉事務所 社会福祉課	0187-43-2288	仙北市西木町上荒井字古堀田 47
福祉事務所 長寿子育て課	0187-43-2280	仙北市西木町上荒井字古堀田 47
田沢湖地域センター 総合窓口課	0187-43-1147	仙北市田沢湖生保内字宮ノ後 30
角館地域センター 総合窓口課	0184-43-3309	仙北市角館町東勝楽丁 19
西木地域センター 総合窓口課	0187-43-2200	仙北市西木町上荒井字古堀田 47
田沢出張所	0187-43-1352	仙北市田沢湖田沢字大山 7
神代出張所	0187-43-1351	仙北市田沢湖神代字野中清水 292-1
桧木内出張所	0187-48-2001	仙北市西木町桧木内字松葉 290
上桧木内出張所	0187-49-2159	仙北市西木町上桧木内字大内田 3-1
市民課	0187-43-3307	仙北市角館町東勝楽丁 19
税務課	0187-43-1117	仙北市田沢湖生保内字宮ノ後 30
教育委員会 学校教育課	0187-43-3382	仙北市角館町東勝楽丁 19
保健課	0187-55-1112	仙北市角館町上菅沢 77-28
包括支援センター(長寿子育て課内)	0187-43-2281	仙北市田沢湖生保内字浮世坂 20
田沢湖居宅介護支援事業所	0187-58-0136	仙北市田沢湖生保内字浮世坂 20
角館居宅介護支援事業所	0187-52-1215	仙北市角館町菅沢 15-1

西木在宅支援センター	0187-58-2101	仙北市西木町桧木内字松葉 232
------------	--------------	------------------

県行政.専門相談

県障害福祉課 調整・身障福祉班	018-860-1331	秋田市山王4-1-1
同 知的障害福祉班	018-860-1334	
同 精神保健福祉班	018-860-1333	
県福祉相談センター	018-831-2301	秋田市中通2-1-5 1
県精神保健福祉センター	018-831-3946	秋田市中通2-1-5 1
県北児童相談所	0186-52-3956	大館市十二所字平内新田2 3 7-1
県中央児童相談所	018-862-7311	秋田市新屋下川原町1-1
県南児童相談所	0182-32-0500	横手市旭川1-3-4 6
仙北地域振興局福祉環境部大仙保健所	0187-63-3403	大仙市大曲上栄町1 3-6 2

療育相談

太平療育園	018-863-3451	秋田市新屋下川原町2-1
小児療育センター	018-823-7530	秋田市八橋南1-1-3
発達障害支援センターふきのとう秋田	018-823-7722	
国立病院機構あきた病院	0184-73-2002	由利本荘市岩城内道川宇井戸ノ沢8 4-4 0

教育相談

県総合教育センター	018-873-7200	潟上市天王字追分西2 9-7 6
県立盲学校	018-846-2540	秋田市土崎港南3-2-7 2
県立聾学校	018-845-0291	秋田市土崎港北2-1 7-7 0
秋田養護学校	018-828-3811	秋田市新屋栗田町1 1-1
栗田養護学校	018-828-1162	秋田市新屋栗田町1 0-1 0
勝平養護学校	018-824-3751	秋田市新屋下川原町2-2
秋田大学教育文化学部附属養護学校	018-862-8583	秋田市保戸野原の町7-7 5
大曲養護学校	0187-68-4123	大仙市大曲西根字下成沢1 2 2
横手養護学校	0182-33-4166	横手市赤坂字仁仮1 0 5-1

相談窓口一覧

雇用・労働相談

大曲公共職業安定所	0187-63-0335	大仙市大曲住吉町33-3
〃 角館出張所	0187-54-2434	仙北市角館町小館32-3
横手公共職業安定所	0182-32-1165	横手市旭川1-2-26
秋田県雇用開発協会	018-863-4805	秋田市山王3-1-7
障害者業務部	018-896-1252	
秋田障害者職業センター	018-864-3608	秋田市川尻若葉町4-48

障害者の福祉団体

福祉生活サポートセンター	018-864-2797	秋田市旭北栄町1-5
県福祉サービス相談支援センター	018-864-2726	
県身体障害者福祉協会	018-864-2780	
県視覚障害者福祉協会	018-864-2783	
県肢体不自由児者父母連合協会	018-864-2784	
県盲ろう者友の会	018-895-5201	
県聴力障害者協会	FAX 018-864-2782	
県車いす連合会	018-864-2783	
県障害者スポーツ協会	018-864-2750	
県手をつなぐ育成会	018-864-2718	
県精神保健福祉協会	018-864-5011	
県精神障害者家族会連合会	018-864-5011	
県重症心身障害児者を守る会	018-867-2626	
県咽頭摘出者福祉団体 秋笛会	018-829-5000	
県筋ジムの会	0183-42-2947	湯沢市三梨町桜田26-2
(社)日本オストミー協会秋田県支部	018-839-6583	秋田市御野場3-4-8
県知的障害者愛護協会	018-834-2577	秋田市柳田宇竹生168(竹生家)
県ことばを育てる親の会	018-870-2525	秋田市上新城小又字行人沢2
秋田県断酒連合会	018-857-0702	秋田市寺内上屋敷143
県精神保健福祉ボランティア連絡協議会	0185-24-6189	男鹿市船川港船川字説道174-4

社会福祉協議会他

県社会福祉協議会	018-864-2711	秋田市旭北栄町1-5
仙北市社会福祉協議会	0187-52-1624	仙北市角館町小勝田間野 54-5
田沢湖支所	0187-43-1368	仙北市田沢湖生保内字宮ノ後 39
角館支所	0187-54-2493	仙北市角館町小勝田間野 54-5
西木支所	0187-48-2940	仙北市西木町桧木内字高屋 110-2
県高齢者総合相談センター	018-829-4165	秋田市御所野下堤5-1-1
県点字図書館	018-845-0031	秋田市土崎港南3-2-58
県心身障害者総合福祉センター	018-864-2700	秋田市旭北栄町1-5
県勤労身体障害者スポーツセンター	018-863-7762	秋田市新屋下川原町2-4